

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	①国民年金基金等給付費負担金 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金	事業開始年度	①平成3年度 ②平成21年度	作成責任者		
担当部局庁	年金局	担当課室	企業年金国民年金基金課	課長 中村 博治		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項 ②厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)第5条第9項、第8条第9項	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①国民年金基金等給付費負担金は、自営業者の方が自ら老後に備える国民年金基金の年金給付について、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い企業が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金及び国民年金基金連合会对し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、一旦、国が厚生年金基金及び企業年金連合会对し未納掛金に相当する額を交付し、国が事業主に対する求償権を取得するものであり、法律に基づき国の交付が義務づけられているものである。					
実施状況	別紙のとおり					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	別紙のとおり				
	執行額					
	執行率					
総事業費(執行ベース)						
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担しているものであり、年金受給者の増加に伴い執行額も年々増加している。(21年度決算では対前年度比21.5%増の9.4億円) 国民年金基金及び国民年金基金連合会からの年金支給の実績報告及び交付請求に基づき精算払いを行っており、その際、実績報告から請求額が適正であるかの確認を行っている。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものであり、平成19年度の制度施行以降、交付対象者は発生していない。 なお、法律に基づき未納掛金等の納付状況及び当該交付金の支給状況をおおむね6月に1回、国会に報告することとなっている。また、交付する場合は、厚生年金基金及び企業年金連合会からの交付申請及び実績報告に基づき精算払いを行うこととしており、その際、請求額が適正であるか確認を行うこととしている。				
	見直しの余地	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を、国民年金基金の年金給付に対して負担しているものであるため、公平性の観点からも維持すべきものと考えている。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経てもなお納付に応じない場合に、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものであり、年金の適正な支給のために必要な経費と考えている。 なお、厚生年金保険も同様の取扱いとなっている。				
予算監視の・所効見率化	国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

①国民年金基金等給付費負担金

厚生労働省
平成21年度 939百万円

国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するため、年金の支払者である国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し国民年金基金等給付費負担金の交付を行っている。

A. 国民年金基金(72基金)及び
国民年金基金連合会(1)
平成21年度 939百万円

【国民年金基金】(72基金)
国民年金基金の受給者に対し年金の支給を行っている。
【国民年金基金連合会】(1)
個別の基金を中途脱退した者について、法律の規定により国民年金基金連合会が年金の支給義務を引き継ぎ、年金の支給を行っている。

年金受給者(270,993人)
死亡一時金受給者(4,782人)
平成21年度 939百万円
(参考)20'給付費総額 658億円

②厚生年金基金等未納掛金等交付金(交付実績なし)

厚生労働省
平成21年度 0百万円

事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付されない場合に、未納掛金に相当する額を国が代わって厚生年金基金及び企業年金連合会に対し交付を行う。

A. 厚生年金基金(608基金)及び
企業年金連合会(1)
平成21年度 0百万円

【厚生年金基金】(608基金)
厚生年金基金に対し、未納掛金相当分として交付し、年金の適正な支給を行う。
【企業年金連合会】(1)
個別の基金を中途脱退した者及び解散基金加入員の年金の支給義務を引き継いでいる企業年金連合会に対し、未納掛金相当分として交付し、年金の適正な支給を行う。

A.東京都国民年金基金			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	国民年金基金の年金給付費の一部に充当	107			
計		107	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

(別紙)

【実施状況】

①国民年金基金等給付費負担金

実施状況		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	老齢年金受給者数	人	201,072	234,870	270,993
	遺族一時金受給者数	人	3,827	4,333	4,782
	国民年金基金等給付費負担金	億円	6.2	7.7	9.4

②厚生年金基金等未納掛金等交付金（交付実績なし）

【予算の状況】

①国民年金基金等給付費負担金

予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	632	792	962	1,117	1,288
	執行額	624	773	939		
	執行率	98.7%	97.6%	97.6%		

②厚生年金基金等未納掛金等交付金（交付実績なし）

予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)			5	6	5
	執行額			0		
	執行率			0.0%		

交付先上位10基金

1	東京都国民年金基金	107百万円
2	大阪府国民年金基金	75百万円
3	国民年金基金連合会	67百万円
4	愛知県国民年金基金	58百万円
5	埼玉県国民年金基金	45百万円
6	神奈川県国民年金基金	39百万円
7	千葉県国民年金基金	36百万円
8	全国農業みどり国民年金基金	31百万円
9	兵庫県国民年金基金	30百万円
10	静岡県国民年金基金	24百万円